

屋外広告物条例の一部改正の概要

1 条例及び施行規則の概要

宮城県は、良好な景観の形成、風致の維持、又は公衆に対する危害の防止を目的として、条例で看板などの屋外広告物の設置を規制しています。

宮城県屋外広告物条例では屋外広告物の設置を禁止・制限する地域の指定、屋外広告物の設置に関する許可制度、屋外広告業の登録制度などを定めています。

宮城県屋外広告物条例施行規則（以下「規則」という。）では、条例に基づき、屋外広告物の設置基準、許可期間、申請の手続などを定めています。

2 改正の理由・目的

【屋外広告物に係る安全対策】

平成27年2月に札幌市で発生した看板落下事故をはじめとして、全国で老朽化した看板による事故が多発しており、安全対策が急務となっています。

【公益性の高い屋外広告物における規制緩和】

国では「明日の日本を支える観光ビジョン」を策定し、観光先進国の実現に向け多言語対応型の公共案内図板の設置を促進するため、広告料収入を得て物件の維持管理に充当するデジタルサイネージ等に係る屋外広告物規制の運用を弾力化することとしています。

上記2点を背景に、国は全国の自治体の屋外広告物条例の参考となる「屋外広告物条例ガイドライン（案）」を改正し、屋外広告物に対する管理者責任の明確化、屋外広告士などの資格保有者による定期的な安全点検の実施義務、広告を掲出する案内図板等に係る屋外広告物規制の運用緩和を新たに定めることとしました。

これらの状況を踏まえ、県では屋外広告物条例ガイドライン（案）に沿った条例の見直しを行いました。

3 主な改正内容

(1) 管理義務対象者（所有者・占有者）及び除却義務の明文化

屋外広告物を設置するに当たっては、補修その他の必要な管理を怠らないようにし、良好な状態を保持しなければなりません。改正後の条例では屋外広告物の「所有者」及び「占有者」にもこれらの管理義務があることが明記されました。

また、屋外広告物の管理には「除却」の義務が含まれることも明記されました。

「所有者」…広告が表示される建築物や工作物等の物件を所有する者

「占有者」…広告が表示される建築物や工作物等の支配権を有し、実際に使用収益している者

(2) 屋外広告物の管理者設置義務

改正前の条例では許可を受けて屋外広告物を表示し又は設置する者が県内に住所や事業所等を有しない場合に県内在住の管理者を置くこととしていました。

改正後の条例では、一部の屋外広告物を除き、許可を受けて設置する屋外広告物には、設置者の所在地にかかわらず必ず管理者を置くことが義務づけられました。

また、一定の大きさを超えるものや、許可期間が1年を超える屋外広告物については、老朽化による事故を防ぐ目的から、屋外広告士などの資格を有する者が管理者になることとしています。

(3) 屋外広告物の安全点検義務

改正後の条例では、新たに屋外広告物の所有者及び占有者に対して定期的な安全点検の実施を義務づけるとともに、許可を受けて表示し又は設置する屋外広告物については、公衆に対する危害の防止を図るため、安全点検結果の提出を求められた場合に結果報告が義務づけられることとなりました。

点検結果の報告は、許可申請時のほか、老朽化による倒壊のおそれなどがある場合に報告いただくことを想定しています（はり紙など一定の屋外広告物は除く）。

また、一定の大きさを超えるものや、許可期間が1年を超える屋外広告物については、老朽化による事故を防ぐ観点から、屋外広告士などの資格を有する者が安全点検を行わなければならないこととします。

【安全点検の概要】

①点検を行う義務がある者

はり紙など一定の屋外広告物を除く全ての屋外広告物の所有者及び占有者（点検を他者に委託することは可能）

②点検結果の報告が必要な屋外広告物

申請に許可を要する屋外広告物（規則で定めるものを除く※1）

③点検箇所及び点検項目

広告物又は掲出物件の本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況等（別表に例示）

※1 はり紙、はり札、立看板、広告幕等の簡易広告物、移動広告物及びアドバルーンは除外される予定です。

(4) 広告物の表示又は掲出が禁止される地域における規制緩和

公益上必要な施設又は物件で知事が指定するものに表示し又は設置する広告物で、その広告料収入を当該公益上必要な施設又は物件の設置又は管理に要する費用に充てるものについては、規則で定めるところにより知事の許可を受けて表示し、又は設置する場合に限り、禁止地域の規定は適用しないこととします。

（対象となる施設又は物件と許可基準は今後必要に応じて検討していくこととします。）

(別表) 点検箇所及び点検項目

点検箇所	点検項目
基礎, 取付 (支持) 部	変形・劣化・腐食
接合部	変形・劣化・腐食
主要部材	変形・劣化・腐食
ボルト, ビス	ゆるみ・欠落
表示面	汚染・変色・はく離・破損
照明, 分電盤等の電気設備	器具の寿命・コード類の劣化・断線
その他特に点検すべき箇所	異常箇所がないか

点検の方法については一般社団法人日本屋外広告業団体連合会等が策定している「屋外広告物点検基準 (案)」を基にガイドラインを策定する予定です。